



大分類

2

ゆたかな市民生活ができるまち

中分類

1

住民自治の推進

小分類

1

地域コミュニティの育成

現況と課題

少子高齢社会の中で、地域福祉の向上や防災・防犯など、多様な課題への確に対応するため、町内会・自治会をはじめとする市民の自主的な地域参加と交流に支えられたコミュニティ活動の果たす役割は極めて重要です。

様々な分野で地域コミュニティ活動に活発に取り組まれている地域がある一方、地域コミュニティの基礎的な構成要素となっている町内会・自治会において、加入率の低下や担い手不足といった、地域コミュニティ基盤の脆弱化に繋がる地域課題に直面している地域もあり、地域実態は多様な状況を示しています。

2015年（平成27年）度に「地域コミュニティ推進検討委員会」より示された地域コミュニティや協働のあり方についての提言を踏まえ、施策の検討を進めています。

市ホームページ及び市政だより等の活用や、「町内会・自治会の手引き」の作成により、意識啓発や先進的な取組事例の紹介など地域コミュニティへの関心の向上に取り組むとともに、町内会・自治会長交流会や研修・講演会等の機会を設け、地域活動につながる仕組みの研究を続けることにより、町内会・自治会活動の支援や地域人材の育成に取り組んでいます。引き続き地域コミュニティの活性化に向けて先進事例の研究等を進めながら、方策について検討し、施策に反映していく必要があります。

コミュニティセンターや集会所、ふれあいセンターなどでは、コミュニティ活動の場として、町内会・自治会活動のみならず、サークル活動や福祉活動などが行われています。これらの施設については、「宇治市公共施設等総合管理計画」に沿って、利用状況や建物の耐用年数、耐震性、地域ごとの事情を総合的に判断し、施設の複合化や類似施設の活用、統廃合、地域組織への移管などについて検討した上で整備を進める必要があります。

目 標

市民の地域コミュニティへの関心を高め、ふれあいと共助で築く地域社会の構築を促進するため、コミュニティ活動の支援に取り組みます。

目標値・指標値

	現 状 値 (平成28年度)	第3期計画 (平成33年度)	将来展望	備 考
集会所利用件数	19,226件	↗	↗	
町内会・自治会加入世帯数	53,842世帯	→	→	
町内会・自治会加入率	72.8%	→	→	年度末現在の町内会・自治会加入世帯数を翌年度初日現在の国勢調査をもとにした推計世帯数で除したもの

取組の方向

1 地域コミュニティ活動の支援

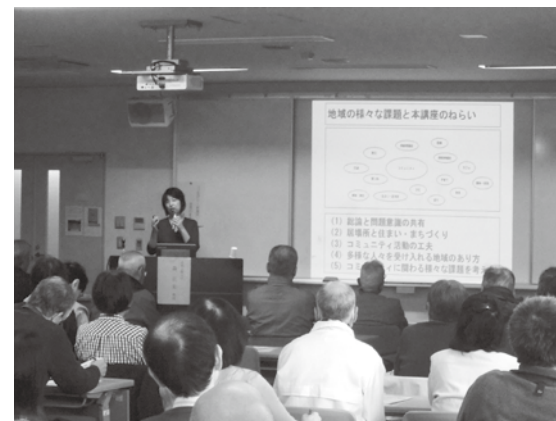
多様なコミュニティ活動を支援するため、情報提供等の充実を図るとともに、コミュニティ活動の担い手の育成、地域の組織が連携できる仕組みづくり等を推進します。

2 コミュニティ施設の活用

地域コミュニティ活動の場を提供するため、コミュニティセンター等の運営や集会所の活用を促進します。また、集会所については、今後のあり方を早急に示す中で必要に応じて耐震化等を進め、また、ふれあいセンターについては、他の施設との複合化や統廃合により整理を図ります。

3 コミュニティの活性化

コミュニティの活性化を図るため、調査・研究を行うとともに地域コミュニティのあり方や協働の進め方について検討します。



「つながり・居場所・地域の未来」リレー講座



コミュニティセンターでの住民の交流事業



大分類

2

ゆたかな市民生活ができるまち

中分類

1

住民自治の推進

小分類

2

市民参画・
協働の推進

現況と課題

近年、少子高齢社会の進展や市民の生活構造が変化する中で、高度化かつ多様化する課題や市民ニーズに対応し、問題の解決をしていくためには、市民と行政が協働してまちづくりに取り組むことが重要です。

また、市民や地域自らが主体的に活動に参画することで、地域特性を活かした、魅力あるまちを築くための土壌が生まれます。

本市においても、市民参画・協働の考え方は各施策に関連しており、各施策や地域の課題解決に向けて、市民等の主体的な活動が重要となっています。

引き続き、主体的にまちづくりに関わる市民や地域団体を増やし、より活性化する手助けとして、活動の機会創出やノウハウの伝達等の支援方法について、市民からの意見や他の自治体の事例を分析するなどして、検討していく必要があります。同時にまちづくり活動に参加する市民が限られた存在とならず、様々な分野、年齢層の市民意見が市政に反映されるように、取組を検討し、確立していく必要があります。

目 標

社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに的確に対応するため、市民や地域などの公共的なサービスへの参画を促進し、市民等と市の協働によるまちづくりを進めます。

目標値・指標値

	現 状 値 (平成28年度)	第3期計画 (平成33年度)	将来展望	備 考
市民・各種団体・地域の 公共的サービスの実施	促進	促進	促進	

取組の方向

1 協働する地域社会の構築

高度化、多様化する市民ニーズに対応するため、市民や地域、NPO、事業者などが参画、協働して公共的なサービスの提供に取り組む地域社会の構築を促進します。

2 市民・地域団体の活動の活性化

市民一人ひとりが地域の課題に関心を持ち、主体的な市民活動の創出や活動への参加を促進するため、人材育成や先進事例の研究などの取組を検討します。



市民と市長の対話ミーティング

※大分類2では、市民自らの施策立案等まちづくりへの参画について、
大分類6では、市政の取組の周知及び市民意見の反映等の市政参加について、
それぞれ記載しています。

序
論

基本
構想

第3
期中
期計
画

大分
類 1

大分
類 2

大分
類 3

大分
類 4

大分
類 5

大分
類 6

財政
見通
し

資
料



大分類

2

ゆたかな市民生活ができるまち

中分類

2

市民文化の創造

小分類

1

市民文化の
創造・発展

現況と課題

本市では、市民の自主的な文化芸術活動を支えるため、音楽・舞踊・絵画等の様々なサークル・団体が多様な活動を展開できるように文化センター・公民館・生涯学習センター・コミュニティセンター等、活動の場を提供しています。

また、紫式部文学賞・紫式部市民文化賞をはじめ、市民交流ロビーコンサートや市民文化芸術祭などのイベントを通して、文化活動の促進や発表の場の創出を図っており、今後も、市内で活動している文化団体と連携しながら、文化振興に努める必要があります。

（公財）宇治市文化センターでは、市民文化振興事業（自主文化事業）の実施や文化会館使用料助成事業などを通して、市民文化の振興を図るとともに、インターネットによるホールの空き情報の提供や、ホールの利用に伴う管理担当者制を始めるなど利用者の利便性の向上に努めており、ホール利用者は増加しています。今後も市民ニーズを考慮しながら、質の高い自主文化事業を展開し、多くの人に利用されるように検討する必要があります。また「宇治市公共施設等総合管理計画」に沿って、施設の修繕費等を低減させるため、長寿命化対策を計画的に行い、更新する場合には、さらなる市民の文化の向上等に加え、機能充実に向けて、他の施設との複合化を検討する必要があります。

市民の文化活動をさらに発展させるためには、市民によって築かれてきた「源氏物語のまちづくり」の成果を踏まえ、これまで以上に地域資源の特性を活かす工夫が必要です。

文化の振興をより効果的に進めるため、文化センター関連施設や観光、生涯学習分野等との連携を強化しつつ、本市の文化行政のあり方についても検討を進める必要があります。

目 標

文化の香る「ふるさと宇治」の創造を推進するため、市民の自主的な文化活動の支援を行うなど、さらなる市民文化の創造・発展に取り組みます。

目標値・指標値

	現 状 値 (平成28年度)	第3期計画 (平成33年度)	将来展望	備 考
市民文化芸術祭の 参加・入場者数	9,835人	↗	↗	
源氏ろまん事業参加者数	20,942人	↗	↗	

取組の方向

1 文化行政のあり方の検討

文化の振興をより効果的に進めるため、文化・芸術振興条例の制定を検討するとともに、生涯学習分野等との連携を強化し、文化行政のあり方について検討します。

2 市民の文化活動への支援

市民の自主的、創造的な文化活動の振興を図るため、各種文化事業の展開や文化団体との連携等を促進するとともに、情報の提供や発表の場の創出を図ります。



ロビーコンサート



市民文化芸術祭

3 「源氏物語のまちづくり」の推進

地域の資源を活かした文化施策を推進するため、紫式部文学賞・紫式部市民文化賞を中心とした事業展開を行い「源氏物語のまちづくり」を推進します。

4 文化センターの活用

市民の文化創造の拠点とするため、文化芸術の鑑賞や発表などを行う各種文化事業を実施するなど、サービスの向上を図るとともに、生涯学習分野等との連携を含め、文化センター機能の強化についても検討を進めます。



宇治田楽まつり



紫式部文学賞



大分類

2

ゆたかな市民生活ができるまち

中分類

3

農林漁業・茶業の振興

小分類

1

農業の振興

現況と課題

我が国の農業においては、高齢化・担い手不足・経営規模の縮小等の構造的な問題を抱える中で、輸入や流通の自由化の流れによる、国内外農産物の価格競争や産地間競争に直面しており、本市においても同様の問題を抱えています。

本市では、伝統的産業である宇治茶の生産、巨椋池干拓田を中心とした水稲や、都市近郊の立地性を活かした野菜・花き等の多様な作物の生産が行われており、経営所得安定対策による水稲や生産調整水田での転作作物に対して支援を行うほか、市独自でも宇治のこだわり農業支援事業を設けて推奨作物に支援することで水田の有効活用を図りながら支援に努めてきました。

農地の保全については、巨椋池排水機場の全面改修に併せた排水路整備のほか、農業用水路の草刈りや浚渫をはじめ、農業用道路や農業用施設の維持管理を行うとともに、有害鳥獣等による農作物の被害が多い山間集落周辺では、宇治支部猟友会への委託による有害鳥獣の捕獲や、農地への侵入を防ぐための防護柵の設置に取り組みました。引き続き、有効な有害鳥獣対策について検討する必要があります。

後継者の育成については、「農業経営基盤強化促進法」に基づき、地域農業の担い手として期待される専門性及び営農意欲の高い農業者を認定農業者として確保しており、関係機関の協力のもと、認定農業者の掘り起こしや経営発展に向けた支援に取り組みました。

各種取組を進めていますが、農業を取り巻く環境については依然として厳しく、2015年（平成27年）の農林業センサスによると、本市の農家数は319戸で、2010年（平成22年）と比較し15.4%減少し、担い手不足等の問題は、耕作放棄地や保安全管理などの不作付田畑の増加につながっており、今後、より効果的な農業振興の取組となるように検討を行う必要があります。

目 標

都市近郊型農業の展開を推進するため、生産者と消費者の連携を促進し消費拡大を図るなど、地域性を活かした農業振興を図ります。

目標値・指標値

	現 状 値 (平成28年度)	第3期計画 (平成33年度)	将来展望	備 考
農林まつり入場者数	4,000人	—	—	
あさぎり市の出店者数	17組	→	→	
<参考>転作に伴う奨励作物の出荷量（普通作付け分を含む）	137t	→	→	出典：JA京都やましろの出荷量
農業経営を行う法人数	4	↗	↗	

取組の方向

1 農用地等の適正管理

継続的な農業経営を目指すため、農業者の多様なニーズを踏まえ、農用地等が適正に活用されるように努めます。

2 都市近郊型農業の展開

農家の営農意欲の向上や生産振興を図るため、立地性を活かした野菜等の生産を支援します。また、耕作放棄地対策のため、市民農園等の設置を促進します。

3 生産者と地域の消費者との連携

農作物の地産地消を拡大するため、地域の農作物をPRするイベント・講座等の開催や広報を推進します。また、農業者主体の六次産業化等の取組を支援します。

4 農地の保全・有効活用

農地の保全を図るため、農道・ため池・用排水施設等の整備や鳥獣等による農作物への被害対策を行います。また農地等の利用の最適化を推進することで耕作放棄地の防止に努めます。

5 巨椋池干拓田の排水施設の機能強化

巨椋池干拓田の災害の未然防止を図るため、排水路の整備を行います。

6 営農基盤の強化

営農基盤を維持・拡大するため、関係機関と連携して技術研修や営農指導研修の充実等による担い手の育成・確保を図るとともに、営農規模拡大や高収益作物の新規導入、省力化技術の導入などの取組を支援します。



山城マルシェ

関連部門計画

●宇治農業振興地域整備計画



大分類

2

ゆたかな市民生活ができるまち

中分類

3

農林漁業・茶業の振興

小分類

2

茶業の振興

現況と課題

宇治茶は本市の象徴であり、全国に誇る銘茶の代名詞ともなっています。特に、てん茶・玉露の生産が主体で、てん茶は本市生産量の約7割を占めています。

本市の茶園の大半が、市街化区域に点在し、茶園面積は近年はほぼ横ばいとなっています。近年、緑茶は健康飲料として注目され、また抹茶ブーム等から、緑茶の需要が増えてきているものの、国内の産地間競争の激化もあり、市内産宇治茶を取り巻く状況は厳しいものがあります。

そのような状況の中、産地としての競争力の強化を目指し、全国・関西茶品評会への出品を奨励しており、生産者の努力によって毎年多数の入賞者を輩出し、市内産宇治茶の品質の高さを証明しています。

優良高品質茶の生産向上を図るため、従来からの点滴灌水や寒冷紗設置、手摘み茶推進対策、春先の霜被害を防ぐための防霜ファンやスプリンクラーの設置、伝統的製法である「本す栽培」に対して支援を行っています。また、市内産宇治茶のブランド化に向けた取組として、2016年（平成28年）には「碾玉」の販売を開始しました。今後も宇治市茶生産組合員を中心としたNPO法人宇治碾茶生産振興会による「宇治碾茶」の地域団体登録商標取得に向けての取組に対し支援するなど、市内産宇治茶の差別化、ブランド化を図る必要があります。

「本す栽培」は、市内産宇治茶独特の古来よりの製法であるとともに、「宇治茶の文化的景観」の世界遺産登録において重要な構成資産となることから、さらなる支援を検討する必要があります。

本市では2014年（平成26年）に「宇治茶の普及とおもてなしの心の醸成に関する条例」を制定し、また2015年（平成27年）4月には「日本茶800年の歴史散歩」として日本遺産に認定されており、今後も宇治茶の普及をはじめ、宇治茶の伝統と名声を保持するため、引き続き、生産量の拡大、品質の向上、消費の拡大などに向けて積極的な取組を行う必要があります。

目 標

宇治茶のブランド力の強化を図るため、宇治茶の伝統的な茶製法の継承や高品質茶の生産の支援を行い、茶業の振興に取り組めます。

目標値・指標値

	現 状 値 (平成28年度)	第3期計画 (平成33年度)	将来展望	備 考
茶生産量	64.1t	→	→	
茶品評会出品点数	83点	→	→	
茶品評会入賞点数	43点	→	→	

取組の方向

1 宇治茶のブランド力強化

宇治茶のブランド力を強化するため、「宇治茶の文化的景観」の世界遺産登録を目指すとともに、伝統的な茶製法を継承し、各種品評会への出品や入賞を奨励するなど、市内産宇治茶の差別化、ブランド化を図ります。

2 宇治茶の消費拡大

宇治茶の消費を拡大するため、宇治茶まつり・茶香服大会等の各種イベント開催や、宇治茶の魅力を伝えるPR活動を促進します。

3 優良高品質茶の生産支援

優良高品質茶の生産向上を図るため、生産力の低い在来種茶園から優良品種茶園への改植を行うなど、高品質茶の生産と環境に優しい茶づくりを支援します。

4 優良茶園の保全と担い手育成

宇治茶の伝統を守り伝えるため、茶園面積の減少抑制と優良茶園の保全に努めるとともに、担い手の育成を支援します。



宇治茶の伝統的な茶製法



覆下茶園



市民茶摘みのつどい



宇治茶まつり



大分類

2

ゆたかな市民生活ができるまち

中分類

3

農林漁業・茶業の振興

小分類

3

林業・漁業の振興

現況と課題

本市の森林面積は3,365haあり、市域の約50%を占めています。その森林面積の18%を占めるスギやヒノキといった人工林は、伐採の適齢期や施業のあり方などが、長伐期施業に移行しているところから、除間伐等適正な維持管理に努める必要があります。一方、森林面積の大部分を占める自然林は、アカマツや落葉樹などの雑木自然林であり、その多くは放置されている状況にあります。

森林保全のために従来の市有林を対象とした松くい虫対策に加え、カシノナガキクイムシによるナラ枯れの対策を追加し、薬剤による予防・保護を行うとともに、被害木の伐倒処理を行い、森林の健全な保全に努めました。しかし、2012年（平成24年）頃よりナラ枯れ範囲は拡大しており、本市森林面積のほとんどを占める私有林への対応を含め、今後の対策を検討する必要があります。

また、民間活動の協力のもと、森林整備の推進・啓発活動を行いました。森林整備に係る事業については積極的に森林組合への管理委託等を行っております。引き続き、森林組合と協力して森林整備や保全を行っていく必要があります。

宇治川をはじめとした市内の内水面は、淡水魚介類の生産の場としてのみでなく、観光や釣りなどのレクリエーションを提供する憩いの場として重要な役割を果たしています。そのため、内水面の水産資源を保護・増殖し、水産動植物の保護に努めるとともに、稚魚放流事業に対する支援を行っており、今後も引き続き、河川環境を浄化し淡水魚類資源を育てていくことが必要です。

今後も、「京都府豊かな森を育てる府民税条例」に基づいた交付金を活用するなどして京都府南部地域豪雨災害での教訓も活かす中で、森林整備や保全、森林資源の循環利用など森林が持つ多様な機能を維持させる施策を行うとともに、水産資源を保護し、河川の環境を守っていく施策についても取り組む必要があります。

目 標

温室効果ガスの吸収効果や自然環境の保全などの多様な機能を持つ森林を保全するため、林業の振興や森林の整備を行います。

目標値・指標値

	現 状 値 (平成28年度)	第3期計画 (平成33年度)	将来展望	備 考
保全する森林面積	3,365ha	→	→	
松くい虫等 森林害虫対策面積	3.4ha	→	→	
稚魚放流量	6万匹	→	→	

取組の方向

1 森林の保全

景勝地等の森林を保全するため、害虫や有害鳥獣の駆除を行うとともに、森林等の健全な保全に取り組みます。また、関係機関と連携を図り、災害に強い森林環境について研究を行います。

2 森林整備の促進

保育施業による森林整備を促進するため、除間伐等の森林施業の支援や啓発活動を行うとともに、宇治市森林組合等の活動を支援します。

3 森林ボランティアの活動の支援

市民の森林保全への意識を高めるため、森林ボランティアの活動を支援します。

4 天ヶ瀬森林公園の活用

自然観察の教材としての学校教育の場や市民がリフレッシュできる場を提供するため、天ヶ瀬森林公園の活用を図ります。

5 林道の整備

車両通行の安全性と利便性を維持するため、林道の整備を行います。

6 水産資源の保護・増殖

水産資源の保護・増殖を図るため、河川種苗放流事業の支援を行います。また、観光や釣りなどのレクリエーションの場としての環境改善を図ります。



稚魚放流



カシナガ液剤塗布



市有林間伐



大分類

2

ゆたかな市民生活ができるまち

中分類

4

商工業・観光の振興

小分類

1

戦略的な産業活性化の推進

現況と課題

産業創出による市内経済の活性化は、安定した就労環境と定住人口確保につながるものであり、人口減少や厳しい財政運営に直面する中で、従来からの各分野での支援策のみではなく、産業全般にわたった振興策を策定し、市内経済の活性化と宇治市の魅力向上を図っていく必要があります。

また、2023年（平成35年）度には、新名神高速道路が全線開通する予定であり、高速道路網の活用も含めて振興策を検討する必要があります。

2013年（平成25年）度からは、市内製造業企業を訪問して本市の産業施策等を紹介し、その利用促進を図るとともに、各企業へのヒアリングを通じて、企業ニーズの把握に努めています。

2015年（平成27年）度からは、基本的に月1回、人材確保に悩む市内中小企業と若者の雇用支援を目的として、会社説明会を実施し、実際に採用に結び付く成果を挙げています。また2016年（平成28年）度には、製造業の市内中小企業が参加する合同企業説明会を開催しました。京都府をはじめハローワーク宇治や地域若者サポートステーション京都南などの関係機関と連携するとともに、職業能力の向上に向けては、引き続き城南地域職業訓練センターの運営を支援するほか、京都ジョブパーク地域相談会を市役所で実施するなど、雇用機会の拡大に取り組んでいます。今後、参加企業や参加者を安定的に確保し、事業の効果を高めるために、より効果的な周知や広報に努める必要があります。

2017年（平成29年）度からは、「宇治市創業支援補助金」を創設し、創業初期の不安定な時期に経費の一部を補助することにより、企業の育成に努めるとともに、地域活性化に努めています。また国の認定を受けた「宇治市創業支援事業計画」に沿って、創業支援ネットワーク「宇治チャレンジスクエア」において商工会議所等と連携するなどさらなる創業支援に取り組む必要があります。さらには、産業連関表や情報通信技術（ICT）の進化により集積された、地域経済に関するビッグデータを活用し、産業戦略を今後策定するとともに、起業家の養成や雇用の創出、税収の確保も含めて市域の発展につながる地域経済施策について、大学及び研究機関並びに金融機関、地元企業等と連携を図りながら、より一層の取組を進める必要があります。

目 標

産業の活性化を推進するために、創業支援や企業と求職者とのマッチング等を戦略的に展開し、新たな産業、雇用の創出に取り組みます。

目標値・指標値

	現 状 値 (平成28年度)	第3期計画 (平成33年度)	将来展望	備 考
雇用創出助成対象者数	95人	↗	↗	
会社説明会及び 合同企業説明会参加者数	160人	200人	↗	
創業支援事業計画に基づく 創業支援対象者数	74人	192人	↗	

取組の方向

1 産業の存続・発展の新たな戦略の検討

まちの活力につながる多様な企業の集積・存続・発展のため、市内の経済構造の把握に努め、企業訪問で得た意見なども参考にしながら、産業振興の戦略を検討します。

2 創業（起業）への支援

国の認定を受けた「宇治市創業支援事業計画」に沿って、創業支援ネットワーク「宇治チャレンジスクエア」において商工会議所等と連携を図りながら、新たな事業活動を創出するため、創業（起業）に対する支援を行います。

3 企業の発展支援

事業活動を促進するために、産学官や金融機関などとの連携により、企業の育成や経営指導を行うなど企業の発展に対する支援を行います。

4 雇用機会の拡大安定

中小企業の人材確保と若者の雇用の安定化を図るため、合同企業説明会や会社説明会の開催等、京都府やハローワーク宇治など関係機関と連携し、雇用のミスマッチの解消等による雇用の促進を図ります。



地域クラウド交流会

関連部門計画

- 宇治市産業基盤整備基本計画



大分類

2

ゆたかな市民生活ができるまち

中分類

4

商工業・観光の振興

小分類

2

商業の振興

現況と課題

本市の卸業・小売業は、平成26年商業統計調査によると、全体の80.2%が従業者10人未満の小規模な商店となっています。また、本市では人口急増期に鉄道駅を中心に住宅開発が進んできたことから、駅周辺には商店街や小売市場が形成されており、地域の消費者を対象とした最寄品の販売を中心に事業活動を展開してきました。しかし、大型スーパーを核とした近代的なショッピングセンターが近隣に点在し、インターネットの利用による販売形態の変化などもあり、厳しい経営状況が続いています。

そのような状況の中で、中小企業者の経営安定のため、「宇治市中小企業低利融資（マル宇）」など、利用者への利子・保証料補給などの支援施策を実施していますが、地域の経済は先行き不透明な部分もあり、今後も引き続き、円滑な資金調達等を支援する必要があります。

また、商店街の活性化に向けて、各商店街等団体が実施するイベント等の活性化対策事業、地場産品のPRやマップの制作などの情報化事業に対して補助するなどの施策に取り組んでいますが、より効果的な施策とするためには、商店街の自主性・自立性を高めることが重要です。そこから、より収益を上げることのできる商店街となることで生まれる雇用や個店の所得の向上など地域経済の発展が見込まれるため、各商店街が自らの将来ビジョンを持って魅力ある商店街づくりに向けて取り組める方策を検討する必要があります。

商業活力の再生や経営の安定、商店街等の活性化を図るため、宇治商工会議所とも連携し、販路開拓や賑わいづくり、人材育成などに対しても支援を行っています。今後も、宇治商工会議所との連携強化に努め、より効果的な商業支援を行うとともに、商業の振興と育成、研修の場として活用されている産業会館の利用の促進等、地域事業者交流の場をつくる必要があります。

目 標

商業の振興を図るため、中小企業や商店街への支援を行い、消費者にとって魅力ある集客力の高い商業振興に取り組めます。

目標値・指標値

	現 状 値 (平成28年度)	第3期計画 (平成33年度)	将来展望	備 考
＜参考＞ 卸・小売業の商店数	1,283店	→	→	出典：経済センサス活動調査
＜参考＞ 卸・小売業の従業者数	11,578人	→	→	出典：経済センサス活動調査
卸・小売業の 年間商品販売額	2,271億円	↗	↗	出典：経済センサス活動調査

取組の方向

1 中小企業への支援

中小商業者の事業資金調達の円滑化を図るため、低利融資制度や保証料・利子補給などの支援を行います。

2 魅力ある商店・商店街づくりの支援

消費者にとって魅力ある商店・商店街にするため、環境整備や交流イベントへの支援、多様な消費者のニーズに対応した商業活動の展開を促進します。

3 経営指導等への支援

中小商業者の指導育成や経営改善を図るため、宇治商工会議所が実施する事業等に対して支援を行います。また、研修等の場として産業会館を活用します。

商店数・従業員数・商品販売額

各年6月1日現在

年 次	事 業 所 数			従 業 者 数			年 間 販 売 額 (万円)		
	合 計	卸売業	小売業	合 計	卸売業	小売業	総 額	卸売業	小売業
平成9年	1,826	222	1,604	11,531	1,823	9,708	26,628,890	9,864,181	16,764,709
11年	1,884	248	1,636	13,007	1,789	11,218	28,192,575	10,113,675	18,078,900
14年	1,756	269	1,487	12,441	1,903	10,538	20,979,223	6,569,075	14,410,148
16年	1,710	280	1,430	12,142	2,056	10,086	25,634,430	10,765,574	14,868,856
19年	1,529	235	1,294	12,348	1,798	10,550	23,461,714	9,241,721	14,219,993

注 平成11年は7月1日現在。
資料：商業統計調査

平成24年2月1日現在
平成26年7月1日現在

年 次	事 業 所 数			従 業 者 数			年 間 販 売 額 (百万円)		
	合 計	卸売業	小売業	合 計	卸売業	小売業	総 額	卸売業	小売業
平成24年	925	147	778	7,809	995	6,814	169,666	60,946	108,720
平成26年	981	162	819	8,730	1,321	7,409	227,054	107,821	119,232

注 管理、補助的経済活動のみを行う事業所、産業細分類が格付不能の事業所、卸売の商品販売額（仲立手数料を除く）、小売の商品販売額及び仲立手数料のいずれの金額も無い事業所は含まない。
資料：経済センサスー活動調査



大分類

2

ゆたかな市民生活ができるまち

中分類

4

商工業・観光の振興

小分類

3

工業の振興

現況と課題

工業の振興と雇用の創出には、新規企業の誘致と市内既存企業の発展が不可欠であることから、企業立地に関連した補助金制度に加え、販路拡大を目的とした展示会への出展や、人材育成を目的とした資格取得、技術革新により競争力を高めることを目的に産業財産権の取得等に対する補助金制度を設けるとともに、全国でも数少ない試作・研究開発が行えるインキュベーション工場を運営し、ベンチャー企業の育成も行っています。また宇治市産業振興センターでは、企業向けセミナーや相談会などを開催するほか企業による会議、研修、展示会なども行われており、産業振興の拠点として活用を図っています。

2013年（平成25年）度からは、市内製造業企業を訪問して本市の産業施策等を紹介し、その利用促進を図るとともに、各企業へのヒアリングを通じて企業ニーズを把握し、マッチングの提案を行うなど、きめ細かな企業支援を行っています。

今後は、これらの企業ニーズを分析する中で、新たな工業用地の確保、企業の市外流出防止などに努める必要があります。

目 標

工業の振興を図るため、ベンチャー企業等による新製品の開発、中小企業の育成・支援に取り組めます。

目標値・指標値

	現 状 値 (平成28年度)	第3期計画 (平成33年度)	将来展望	備 考
製造品出荷額等	4,959億円 (平成26年度)	↗	↗	出典：工業統計調査 (従業者4人以上の事業所)
助成対象指定企業数	36件	↗	↗	

取組の方向

1 企業立地の促進

企業立地を促進するため、進出企業等への支援を行うとともに、企業立地に必要な基盤整備の将来構想の検討を行います。

2 ベンチャー企業の育成

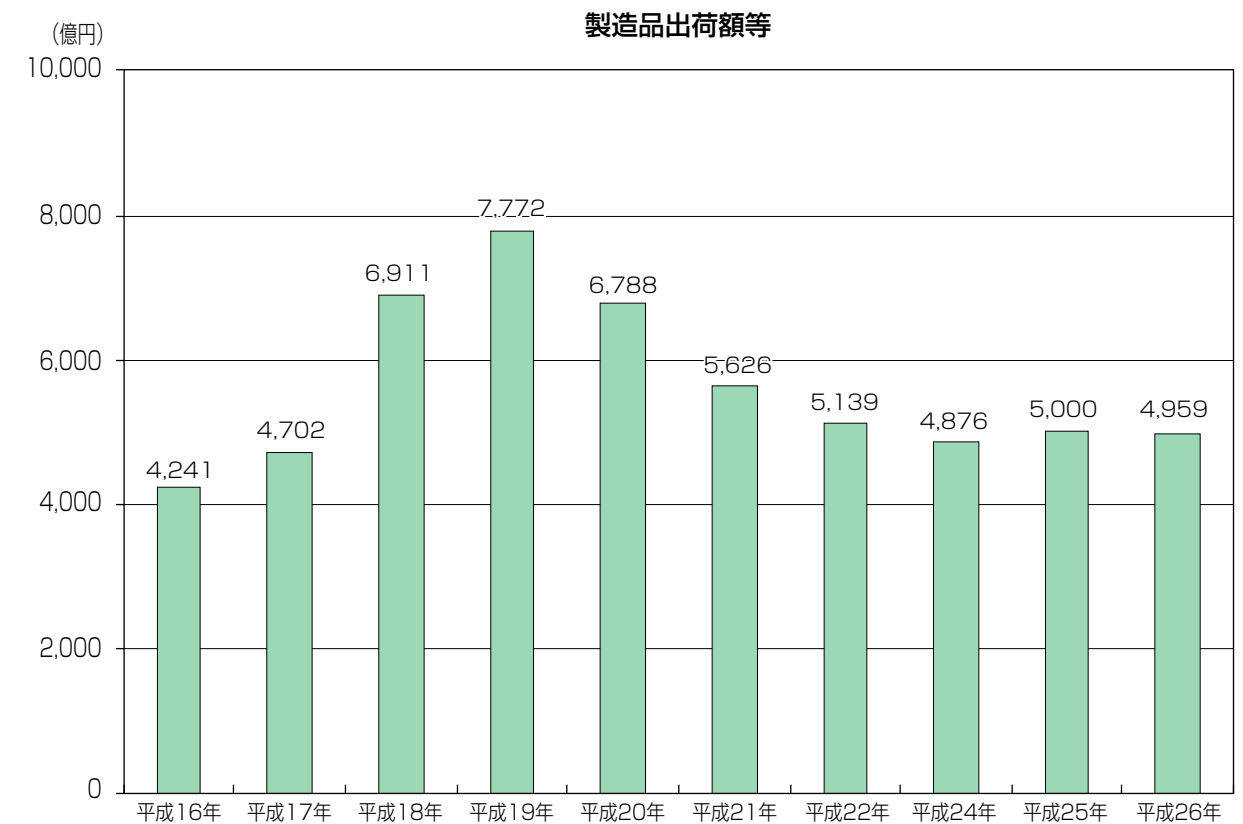
新産業創出のため、ベンチャー企業育成工場を活用し、企業の育成や経営指導を行います。

3 中小企業への支援

中小企業の活性化を図るため、展示会出展や人材育成などをはじめとした多様な支援を行います。

4 宇治市産業振興センターの活用

地域産業の活性化のため、宇治市産業振興センターの産業振興の拠点としての活用を図ります。



注1 従業者4人以上の事業所対象

注2 平成23年は調査中止

出典：政策推進課（工業統計調査）

関連部門計画

●宇治市産業基盤整備基本計画



大分類

2

ゆたかな市民生活ができるまち

中分類

4

商工業・観光の振興

小分類

4

観光の振興

現況と課題

本市は、世界遺産の平等院・宇治上神社をはじめ、萬福寺・興聖寺・三室戸寺等の歴史的建造物、源氏物語に代表されるような歴史・文化遺産、そしてこれらを育んできた宇治川周辺の自然景観等観光資源に恵まれており、多くの観光客や市民を惹きつけることのできるまちです。

これらの恵まれた観光資源を活用し、宇治川の鵜飼・宇治茶まつり・県祭り等の伝統行事、季節感を活かした宇治川さくらまつりや、宇治十帖スタンプラリーなど年間を通して各種の催しが行われています。

2011年（平成23年）には、東日本大震災や平等院・宇治上神社・宇治川改修等の影響を受け、観光入込客数は減少していました。その後、2014年（平成26年）に平等院・宇治上神社の改修が完了し、商店街ではお茶に係る新しい店舗がオープンするなど、観光資源の充実により翌年度の観光入込客数は過去最高の559万人に達しました。

一方で、2011年（平成23年）度を実施した観光動向調査結果では、リピーター率の低さや観光客の滞在時間の短さが課題となっており、近隣の市町村との連携を図るなどして、改善に有効な取組を行っていく必要があります。

2013年（平成25年）度には、今後の本市の観光振興を進めていくための指針となる「宇治市観光振興計画」を、（公社）宇治市観光協会をはじめ、観光に関わる様々な事業者や学識経験者、京都府などとともに策定しました。計画は2022年（平成34年）度までを実施期間としており、まち歩き観光や上質な市内産宇治茶などを活用し、多様な層の観光客を呼び込めるように「宇治茶に染める観光まちづくり～みんなで淹れる おもてなしの一品～」をコンセプトとし、観光事業者や（公社）宇治市観光協会、市民、行政などが連携して、観光まちづくりを進めていくこととしています。

2016年（平成28年）度より2カ年かけて行う、観光動向調査において宇治観光に係る各種データを収集した上で、2018年（平成30年）度を初年度とする「宇治市観光振興計画」後期アクションプランを定めることとしており、このプランに沿って、引き続き各種観光施策の推進に取り組む必要があります。

目 標

観光都市・宇治のブランド力を高めていくため、「宇治市観光振興計画」に沿って、観光事業者等、（公社）宇治市観光協会、市民と行政のパートナーシップのもとで観光まちづくりを進めます。

目標値・指標値

	現 状 値 (平成28年度)	第3期計画 (平成33年度)	将来展望	備 考
観光入込客数	558万人	↗	↗	
観光消費額	4,046円／人	↗	↗	
観光滞在時間	3時間34分	↗	↗	

取組の方向

1 宇治らしさを極める

多くの観光客に”宇治”にきたことを実感してもらうため、豊かな自然景観や歴史遺産、まちの文化的景観など、豊富な観光資源に磨きをかけるとともに、新たな観光資源の発掘に努め、高級茶として世界に誇る宇治茶ブランドを観光に活用します。

2 おもてなし力を極める

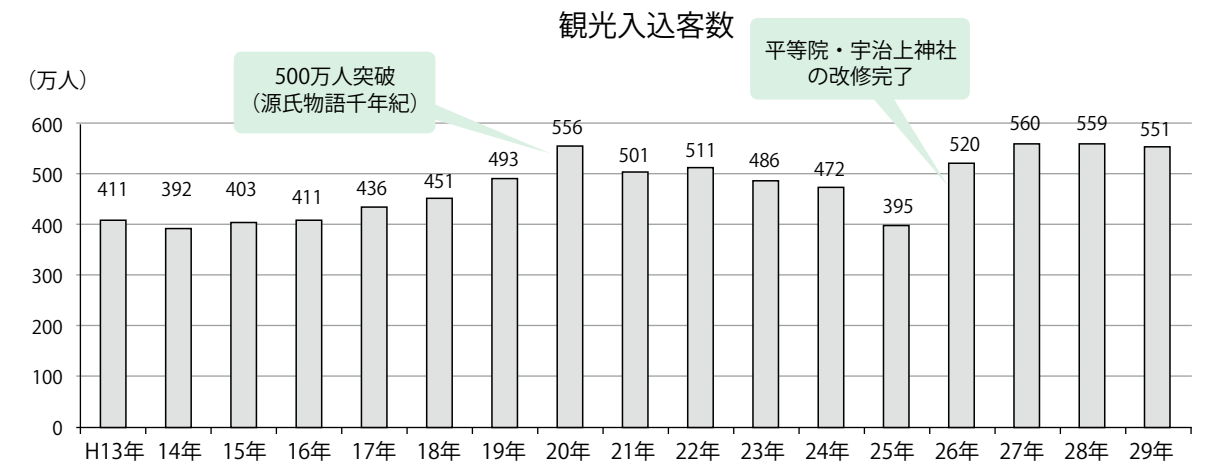
多様な観光客に、より長く滞在してもらい、リピーターとして訪問してもらうため、観光事業者のおもてなし力を向上させるとともに、市民全体で宇治市に誇りを持ち、観光客を温かくお迎えする意識の醸成を図ります。

3 情報発信力を極める

日本の観光客をはじめ世界の観光客にも観光都市・宇治についてさらに知ってもらうため、様々な媒体により、タイムリーかつ的確に、ニーズにあわせた情報を発信します。

4 観光関連団体等との連携

「宇治市観光振興計画」を実現するため、市民との連携を図りつつ、（公社）宇治市観光協会や（一社）京都山城地域振興社をはじめとする観光事業者と協力の上、それぞれの役割を果たします。



関連部門計画

●宇治市観光振興計画



大分類

2

ゆたかな市民生活ができるまち

中分類

5

勤労者福祉・消費生活の向上

小分類

1

勤労者福祉の向上

現況と課題

現在の労働環境は、社会経済情勢・産業構造の変化、技術革新や国際化、省力化、情報化が進行する中で、労働時間の大幅短縮、労働形態の多様化や、女性の社会進出など大きく変化しています。

このため、勤労者の労働環境に対するニーズも、年代や性別によって多様化しており、労働福祉施策の新たな展開が求められています。

本市では、「勤労者住宅資金融資制度」や「特定退職金共済制度」に対する支援、「京都府労働者生活資金特別融資制度」の保証料・利子補給事業などに取り組み、勤労者福祉の増進に努めていますが、今後も勤労者の多様なニーズに対応した労働福祉施策の充実を図る必要があります。

また、多様な働き方が求められていることを踏まえ、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、男女共同参画や子育て支援、労働、産業振興など、様々な行政分野が連携し、労働福祉の増進につなげる取組を進める必要があります。

目 標

勤労者の多様なニーズに対応するため、国や京都府、関係機関と連携した労働福祉施策により、勤労者福祉の向上に取り組めます。

目標値・指標値

	現 状 値 (平成28年度)	第3期計画 (平成33年度)	将来展望	備 考
＜参考＞ 【ハローワーク宇治管内】 有効求人倍率	1.21 (年間平均)	→	→	
＜参考＞ 【城南地域職業訓練センター】 職業訓練講座受講者数	161人	↗	↗	城南地域職業訓練協会において 年間5%程度の増加を目標に設定 している

取組の方向

1 勤労者への支援

勤労者の生活支援や技能向上を図るため、京都府の制度と連携した融資制度の充実や城南地域職業訓練センター等の運営支援を図ります。

2 技能功労者表彰制度の実施

優れた技能をもって産業の発展に尽力された方の功労を顕彰するため、技能功労者表彰制度を引き続き実施します。

3 ワーク・ライフ・バランスの促進

仕事と生活の調和の取れた労働環境の充実のため、各種休暇制度等労働福祉の増進が図られるように、様々な行政分野と連携し啓発に努めます。



宇治市技能功労者表彰式



大分類

2

ゆたかな市民生活ができるまち

中分類

5

勤労者福祉・消費生活の向上

小分類

2

消費生活の充実

現況と課題

消費者保護のため、「消費者基本法」をはじめとして、「特定商取引法」、「製造物責任法」及び「消費者安全法」制定など法整備が進みましたが、規制緩和、経済活動のグローバル化、高齢化や情報化などを背景に、取引に関するトラブルの増加や、電話・郵便・インターネット等の情報伝達媒体による架空請求の被害が多発するなどの課題に直面しています。

こうした社会状況の中、本市では、消費者保護の観点から啓発と相談を両輪として事業を進めてきました。

消費生活相談件数は、一定横ばいで推移していますが、依然として多数の相談が宇治市消費生活センターに寄せられており、相談内容も多様化、複雑化しています。

それらに対応するため、弁護士の助言や見解を聞くことができる機会を設けているほか、独立行政法人国民生活センター等が実施する各種研修会に参加するなど、相談員のスキルアップに努めてきました。

また消費生活講座・出前講座及び消費者まつりなどのイベントや、市政だよりでの情報提供及び特集記事による周知広報など、様々な啓発活動を行っています。

今後も、消費者を取り巻く環境がより一層複雑化することが想定される中、市民からの相談に適切に対応するため、相談員のスキルアップ等に努める必要があります。また、一人ひとりの消費者が、自ら考え、行動できるように、市民による消費者環境についての自主的学習を促進するとともに、消費者庁をはじめ、関係機関との連携を図り、最新の情報を市民に提供していく必要があります。

目 標

消費者の多様なニーズに対応するため、消費者への情報提供と啓発活動を推進するとともに、消費者庁をはじめ関係機関と連携し、消費生活の充実に取り組みます。

目標値・指標値

	現 状 値 (平成28年度)	第3期計画 (平成33年度)	将来展望	備 考
消費生活相談件数	1,064件	1,100件	→	
消費生活展入場者数	800人	—	—	

取組の方向

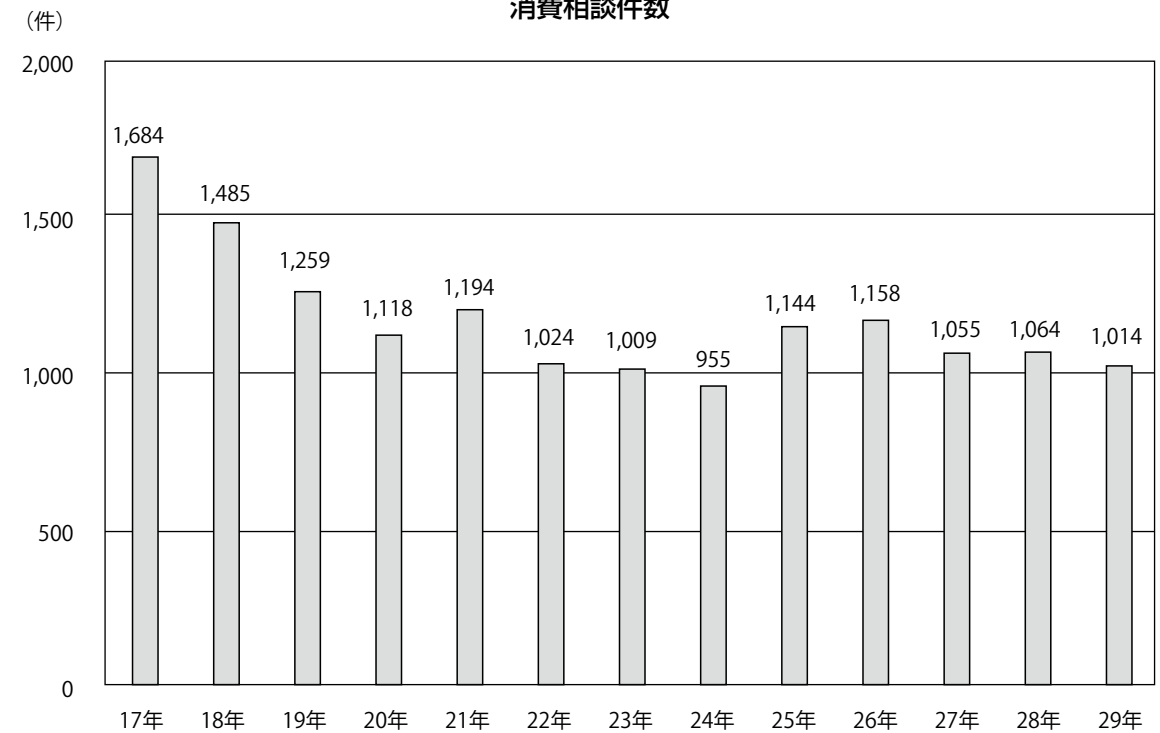
1 情報の提供と啓発活動の推進

消費者が自ら考え、行動できるように、消費生活に関する情報の提供や啓発活動を行います。

2 消費生活相談の充実

相談内容の高度化・専門化に対応するため、相談員のスキルアップに努めるとともに、各種専門家の助言が適時得られる相談体制の充実を図ります。

消費相談件数





大分類

2

ゆたかな市民生活ができるまち

中分類

6

人権尊重社会の実現

小分類

1

人権教育・啓発の推進

現況と課題

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利とについて平等である」とする世界人権宣言は、全ての人が、誰でも、いつでも、どこでも等しく人権が保障されなければならないことを明らかにし、日本国憲法においても、侵すことのできない永久の権利として基本的人権を保障しています。国連では、世界人権宣言を具体化するために、人権に関する数多くの国際規範を採択し、人権と平和が尊重される社会の実現に向けて積極的な活動が展開されており、我が国においても、国際社会の一員として「国際人権規約」をはじめとした人権関係諸条約を締結するとともに、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」等の法整備や関係諸計画の策定など、基本的人権の尊重と人権意識の高揚を図るための取組が進められています。

本市でも、学校教育や生涯学習を通じて人権教育・啓発を推進するとともに、市民の人権意識の高揚を図るための広報活動、人権擁護委員や関係機関と連携した啓発活動、人権講座や啓発交流イベントの開催などの交流活動の推進に努めています。今後もアンケート調査の分析等を通じて、市民意識の把握に努め、効果的な手法を検討していく必要があります。

今後さらに京都府の研修等を通じて人権教育・啓発を推進する指導者の養成に努め、人権に特に関係する職業従事者への研修や事業を推進する必要があります。また、コミュニティワークうじ館・こはた館主催事業への市民参加者数は安定しているものの、さらに利用者数を増やすべく、今後とも館の積極的な広報に努めるとともに、福祉の向上と人権啓発のための市民交流拠点としての役割を十分に発揮できるように、事業の推進に努める必要があります。

人権に対する市民意識は着実に高まっていますが、依然として同和問題、女性に対する暴力、性別による固定的な意識に基づく差別的な取扱い、子どもや高齢者に対するいじめや虐待、障害のある人・外国人・エイズ患者・ハンセン病患者・犯罪被害者等に対する偏見や差別などの人権問題があり、インターネット上の悪質な書き込みや戸籍等の不正取得等の事象も発生しています。少子高齢化や技術革新などの社会状況の急速な変化、人の価値観の変化などにより、被害が多様化、複雑化していることから、人権侵害の被害者を救済する法制度の確立等、人権政策の一層の推進が求められています。

このような状況の中、2016年（平成28年）度には「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消法」をはじめ、多くの人権に関わる法律が施行されました。

今後も、2016年（平成28年）3月に策定した「宇治市第2次人権教育・啓発推進計画」に沿って、人権尊重理念の普及と様々な人権問題の解決に向けた取組をさらに推進していく必要があります。

目 標

人権が尊重される社会を実現するため、あらゆる場を通じて人権教育・啓発を推進します。

目標値・指標値

	現 状 値 (平成28年度)	第3期計画 (平成33年度)	将来展望	備 考
人権教育・啓発指導者 養成研修修了者数	13人	27人	42人	
コミュニティワークうじ館・ こはた館利用者数	32,846人	33,465人	34,084人	

取組の方向

1 人権尊重のまちづくり

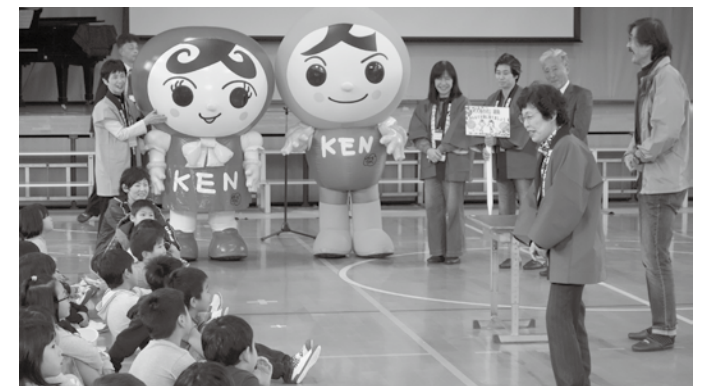
人権に対する市民意識の高揚を図るため、啓発講座等を開催するとともに、学校や地域などあらゆる場で人権教育・啓発に努め、人権尊重のまちづくりを推進します。

2 コミュニティワークうじ館・こはた館の活用

人権教育・啓発のための市民活動・市民交流を促進するため、同和問題の解決に重要な役割を担ってきた隣保館を有効に活用し、人権啓発のための各種事業を推進します。



ひゅうまんフェスタうじ



人権の花

関連部門計画

●宇治市第2次人権教育・啓発推進計画



大分類

2

ゆたかな市民生活ができるまち

中分類

7

男女共同参画社会の形成

小分類

1

男女共同参画の推進

現況と課題

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指して、1999年（平成11年）に「男女共同参画社会基本法」が制定されました。

これに伴い、国や京都府においては、施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画が策定され、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大、雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保、女性に対するあらゆる暴力の根絶や、女性の職業生活における活躍の推進など、男女共同参画社会の形成の促進に関する取組が推進されてきました。

本市でも、地域に根差した男女共同参画社会の実現を目指して、2003年（平成15年）度に宇治市男女共同参画支援センターを開設するとともに、2004年（平成16年）度に「宇治市男女生き生きまちづくり条例」を制定、2015年（平成27年）度には「宇治市男女共同参画計画（第4次UJIあさぎりプラン）」を策定して、「男女共同参画社会の実現に向けた理解の促進」や「あらゆる分野における女性の活躍の推進」など、5つの基本方向を定め、本計画の基本方向を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の市町村基本計画、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の市町村推進計画として位置付け、また市民団体等との連携・協働を図りながら、様々な関係施策の推進に努めてきました。

2013年（平成25年）度に市民企画事業を再構築し、新たに地域で開催する男女共同参画の取組に対しても支援を行っています。

男女共同参画支援センターの利用者数については、親子で利用できる「げんきひろば」の開放日拡大等、利用者へのサービス向上に努め、2012年（平成24年）度と比較し、2016年（平成28年）度には13,279人の増加となっています。

2014年（平成26年）度からは、悩みを抱え込みやすいといわれる男性が気軽に相談できるように、「男性のための電話相談」を実施しており、年々、相談件数は増加していますが、さらに、広報等利用拡大に向けて取り組む必要があります。

男女共同参画支援センターでの知識取得や意識啓発を中心とした取組のみでなく、地域の課題解決のための実践的活動を中心とした取組へと拡大する中で、市民や京都府等関係機関との連携・協働を一層促進し、DVへの対応やワーク・ライフ・バランスの実現など、引き続き男女共同参画社会の形成に向けて積極的な取組を推進していく必要があります。

目 標

男女がいきいきと暮らすことができる社会を実現するため、市民・事業者等と協働して、地域に根差した男女共同参画を推進します。

目標値・指標値

	現 状 値 (平成28年度)	第3期計画 (平成33年度)	将来展望	備 考
各種審議会等における 女性委員の登用率	28.7%	35%	50%	
男女共同参画支援センター 活動団体数	50団体	55団体	↗	
男女共同参画支援センター 利用者数	48,692人	53,561人	↗	

取組の方向

1 男女共同参画のまちづくり

地域に根差した男女共同参画社会を実現するため、京都府等と連携し情報発信や学習機会の提供に努めるとともに、市民・事業者等との協働によるまちづくりを推進します。

2 男女共同参画支援センターの活用

男女共同参画のための市民活動・市民交流を促進するとともに、女性の人権擁護や社会参画を支援するため、男女共同参画支援センターを有効に活用します。



あさぎり フェスティバル



男女共同参画基礎講座
「男性料理教室～男のええ加減料理」

関連部門計画

●宇治市男女共同参画計画